

令和6年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和6年9月9日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第40号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第41号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第42号議案 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定について
- 第43号議案 工事の請負契約について（中学校体育館空調設備設置工事）
- 第44号議案 工事の請負契約について（六栗ゲートボール場テント上屋設置工事）
- 第45号議案 財産の取得について（移動型バリアフリートイレトレーラー）
- 第46号議案 財産の取得について（町民会館グランドピアノ）
- 第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 第48号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第49号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第50号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和5年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 認定第8号 令和5年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第3 決算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 藤本和美君 | 2番 吉本智明君 | 3番 野坂純子君 |
| 4番 松本忠明君 | 5番 長谷川進君 | 6番 岩本知帆君 |
| 7番 田境毅君 | 8番 石原昇君 | 9番 都築幸夫君 |
| 10番 黒木一君 | 11番 廣野房男君 | 12番 稲吉照夫君 |
| 13番 笹野康男君 | 14番 丸山千代子君 | 15番 鈴木久夫君 |
| 16番 藤江徹君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦君 副 町 長 大竹 広行君
教 育 長 池田 和博君 企 画 部 長 内田 守君
総 務 部 長 林 保克君 参事(税務担当) 稲熊 公孝君
住民こども部長 三浦 正義君 健康福祉部長 山本 晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤 一徳君 環境経済部長 大熊 隆之君
建 設 部 長 鳥居 靖久君 上下水道部長 齋藤 啓一君
消 防 長 山本 秀幸君 教 育 部 長 菅沼 秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 大須賀 龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 藤本和美君及び2番 吉本智明君を指名します。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第40号議案から第50号議案までの11件と認定議案第1号から認定議案第8号までの8件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、

質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第40号議案及び第41号議案の質疑を行います。

以上2件は、通告なしであります。

以上で、第40号議案及び第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

12番、稲吉照夫君の質疑を許します。

12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） では、早速質問させていただきます。

現代は、いろいろな分野でデジタル化が進んでいます。今や、これを使いこなせないと生活できないぐらいにはなっております。高齢者にスムーズに利用していただけるよう指導、応援していかなければなりません。そこで、高齢者、障害者タクシー助成も、10月1日からデジタル化になることとお聞きします。

令和6年度の途中からデジタル化に変わるということですが、今年度もタクシー助成チケットで利用されていると思いますが、切替えはどのようになるか、現状のままチケットを年度内は使用可能かどうか、まずお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 説明不足で大変申し訳ありませんでした。10月の1日から障害者の福祉タクシー及び高齢者の外出支援タクシー助成事業をデジタル化するものではなく、今年度は、個人が所有する個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを実際に使って実証事業を実施するもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条に基づき、自治体が独自に利用する場合は、実証事業であっても条例を制定する必要があるというものでございます。条例を制定し、J-LIS地方公共団体情報システム機構にですが、個人番号カード利用の申請を行いまして、その許可を得て、来年1月から募集したモニターさんに紙の助成券と個人が所有する個人番号カードでの助成の両方を体験していただく実証事業でございまして、今年度は、既に紙の助成券を利用している方の中から100人程度のモニター参加者さんを募集し、紙の助成券を使用いただきながらプラスして、今の計画では5,000円程度の助成券を付与した個人番号カードの両方を使っただき、本格導入に向けたアンケート調査を実施する実証事業を計画するものでございますので、現状のチケットはそのまま御利用いただくものでございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） はい、分かりました、マイナンバーカードを使うということで。これは途中ではありますので、先ほど10月以降、来年度に実証をという話もありましたけれども、この切替えについては窓口はどこでされるのかをお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 実証事業は今年度行う計画にしておりまして、この実証事業では、モニターさんに集まっていたいただいた説明会において、個人番号カードへのポイ

ント付与などの入力作業を予定しておりますけれども、将来、本格導入後は福祉課の窓口での事務処理を想定しております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） はい、分かりました。そうしますとね、来年1月、2月で実証をモニターを通して行うということですが、そうしますと、来年度以降はこの紙のチケットというのは、従来のチケットは発行されるのかどうか、されないのか、ちょっとその辺もお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 現在の計画といたしましては、令和7年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した実装を目指しているところでございます。この令和7年度の実装は、採択後の年度途中になることから、本格導入は令和8年度から1年程度、個人番号カードへの切替えを推進した後の令和9年度を目指す計画で現在はおりません。それまでは個人番号カード又は紙の助成券いずれかを選択できるタクシー助成事業を現在予定しておりますので、来年度以降、紙のタクシー助成券がなくなるという考えでは今現在はおりません。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 分かりました。だんだん慣れていただいてから変わっていくという理解でよろしいでしょうか。

それで、来年の1月、2月で今予定されている実証を、先ほど言ったモニターですか、これについては10月に施行された後でないのはなぜか、少しでも早いほうがいいかなというふうな思いがいたしますが、その辺のところはいかがででしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 条例の制定後、これが制定されますと施行日を10月1日ということで提案させていただいておりますが、J-LIS地方公共団体情報システム機構に個人番号カードを利用することの申請が必要で、その許可に3か月程度を要するというふうに聞いておりますので、個人番号カードを使用した実証事業につきましては、早く来年1月以降を見込むものでございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 特に高齢者は、今日変わったから即使うというのがなかなか難しくあると思います。そういった面では、何度も何度も使って使いこなさないと忘れてしまうということがあるかと思うんですけれども、その辺の今後のフォローというのはどのような形で考えてみえるのか、何か対策を考えてみえたらお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 昨年度の実証事業からも、導入時の丁寧な説明がより有効な成果に結びつく旨の報告がございました。実証事業の実施に当たっては、そのモニターさん又はその御家族に対しましても、さらにタクシードライバーさんへの丁寧な説明も実証の一つと考えまして、本格導入時の説明やフォローの仕方の参考としていきたいと考えております。特に今回は、紙の助成券と個人番号カードの両方を使ってもらうことになる事業になりますので、丁寧な説明が必要になると考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） はい、分かりました。いずれにしましてもスムーズに移管できるといいなと思います。先ほども説明がありましたので、令和7年度から8年度、本格的に使えるのは令和9年度ということなんです、それ以外に一つ気になるのが、今現在、妊婦のタクシー料金助成もあります、こちらはどのような扱いになるのか、これとやっぱり同等となるのか、その辺のところをお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 妊産婦タクシー助成に係る部分でございますが、今回制定いたします幸田町個人番号カードの利用に関する条例につきましては、その第2条で利用できる事務を高齢者及び障害者へのタクシー利用助成事業と指定していますので、妊産婦タクシーの料金助成事務は、この条例の対象外のサービスになります。しかしながら、今後、各課がこの個人番号カードを利用する独自サービスを実施する場合には、この条例の第2条に利用する事務を加える一部改正を行うことで、個人番号カードを利用するサービスを増やしていくことができる、そういう条例になります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そういう希望があれば使っていただくようなことも大事なかなと思いますので、いろいろな形で配慮願いたいと思います。

今まで使う側のことを中心にお聞きしましたが、これのマイナンバーカードを導入するメリット、これは役場や行政サイドとしてはどんなことがあるのかをお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） タクシー助成のデジタル化のメリットにつきましては、本町としては、利用される高齢者や障害者の皆様、また、その家族になりますけれども、また、タクシー事業者並びに町の福祉課の行政の事務それぞれにあると考えております。利用者のメリットといたしましては、利用限度額、現在令和6年度は以内券という券を使っておりますので、最大1回1,630円、これは高齢者の事業でございますけれども、障害者の場合は金券チケットですので、上限はございません。参考までに申し上げます。内の料金であれば、自己負担なくキャッシュレスでタクシーを利用することができる。これは、今は以内券なので、それをオーバーした場合には自己負担をして降りていただくものですが、これをデジタル化すれば、その超えた部分は、今の制度だと超えた部分は払っていただくことになるんですけれども、これが将来的には、このデジタル化をすることでお金を使わなくてもいい仕組みをつくることができるというふうに考えております。

また、もう一つ大きいのは、初回登録により、初回は丁寧な説明とマイナンバーカードにシステムやポイントを付与する必要がありますので、窓口に来ていただいて説明と処理をしないといけないけど、次年度以降のポイント、助成額等の付与は、更新手続の事務負担を役場窓口に来なくてもシステムの年度更新をすることが可能でありますので、現在そういうことを考えておる、これもメリットではないかと考えます。

それから、タクシーの乗務員及び事業所の事務者のメリットといたしましては、乗務

員につきましては、現在はタクシーの助成券に記入事務がございますが、それがなくなります。それから、タクシー事業者の事務員には、町への請求事務をするに当たって、毎月数時間かかっている事務が、昨年の実証事業からもパソコンのワンクリックで請求書事務を完了することが可能になることが大きなメリットということでございます。

福祉課の町の行政のメリットといたしましても、各タクシー事業者から提出された請求書等、その助成券の突合事務を毎月1週間程度かかって事務処理をしておりましたが、これが数時間の処理をすることで可能になると、今想定しております。また、提出された今の紙のチケットを保管しておりますが、その必要もなくなるというメリットもございます。それから、タクシー端末はGPS機能を搭載しておりますので、利用者の移動情報等がデータ化されることで、今後の助成制度の改善に活用することができます。利用者からの様々な問合せが現状でもあるんですけれども、それに対して、システムで利用実績を確認したことで状況のことを説明するように活用することもできる。これらが今考えられるメリットと思われまます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） はい、分かりました。タクシー事業者さんにおいても、また役場職員さんにしても、事務処理等の軽減がかなりできるということが分かりました。いずれにしましても、今までタクシーチケットを利用している方々がスムーズに移行できるように配慮をしていただいて、この事業が成功するように願ひまして、質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉照夫君の質問は終わりました。

次に、3番、野坂純子君の質疑を許します。

3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） タクシー助成の対象者となる高齢者、障害者の人数と個人番号カード取得率はどのくらいか、分かれば教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 実証事業の利用者モニター募集の対象者といたしましては、今年度7月末現在、高齢者外出支援タクシーの登録者は409人、うち利用者は280人。障害者の福祉タクシーの登録者は470人、うち利用者は281人の状況でございます。この登録者の皆さんの中からそれぞれ50人程度のモニターさんを募集させていただき、現在使っている紙の助成券とポイントを付与した個人番号カードの両方を利用していただく実証事業を実施する計画でございます。

総務省の集計資料によれば、令和6年8月31日現在、本町のマイナンバーカード申請率は84.4%、交付率は80.2%になっています。なお、福祉タクシー及び高齢者外出支援タクシーの助成券利用者のマイナンバーカードの取得率というものは確認できません。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） ありがとうございます。次に、実際にサービスが始まって、いろいろな方が使い始めると思うんですが、もし困り事などが出てきたときに、どこに相談に直接行けばよいのか教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

- 健康福祉部長（山本晴彦君） 高齢者外出支援タクシー利用助成及び障害者の福祉タクシー料金助成事業は、所管する福祉課が引き続き窓口になります。なお、個人番号カードの取得であったり紛失時の相談の場合は、住民課が本町では窓口になっております。また、今後、各課が個人番号カードを利用する独自サービスを実施する場合は、この条例の第2条で利用する事務を加える一部改正を行うことで、個人番号カードを利用するサービスを増やしていくことができますので、そのサービスを提供する課が窓口の対象になるというふうに考えております。
- 議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。
- 3番（野坂純子君） ありがとうございます。次に、導入に当たり不安な方も多いと思うのですが、家族などが付き添って乗るのは可能でしょうか。
- 議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（山本晴彦君） 現在使用していただいているいずれのタクシー助成事業も、本人が乗車していれば、そのほかにどなたが乗っていてもよい制度でございますので、実証事業につきましても保護者や御家族が同乗することは問題ありません。むしろ説明会を含め、保護者の方や御家族にも参加いただきたいと考えているところでございます。なお、実証事業の実施に当たっては、その説明会に参加できない場合でも個人番号カードにポイントを付与する必要がございますので、個人番号カードを持参していただいたその随時で丁寧に説明をしていく計画でおります。
- 議長（藤江 徹君） 3番、野坂純子君の質疑は終わりました。
次に、14番、丸山千代子君の質疑を許します。
14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） まず、タクシー助成デジタル化のメリットでありますけれども、先ほどの稲吉議員の答弁にございましたが、タクシー業者と町の事務が簡潔になるよというようなことで答弁がございましたけれども、高齢者あるいは障害者にとってはどのようなメリットがあるのか伺いたいと思います。
- 議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（山本晴彦君） 先ほど少し触れさせていただきましたけれども、今考えられる一番のものとしましては、このデジタル化によることで、初回は当然説明と、それからマイナンバーカードにポイントを処理するための仕組みをカードのICチップの中に記録する必要がありますので、窓口に来ていただいて、持ってきていただいて、その処理をした上で説明をして使っていただくこととなりますが、一度登録をされれば、年度更新が、今現在、障害者の方も毎年窓口に来ていただいて、確認事項と助成券をお渡ししている事務をしておりますが、来なくともよくなる、この可能性がございます。ただし、障害者の福祉タクシーにつきましても、障害者の方の条件として手帳の等級が関係してまいりますので、更新をされたその等級を確認する必要があるという部分はまだ窓口に来なくてもいいと言い切れない部分がございますので、しばらく検証でどのような対応していくのかという課題がありますが、将来的には窓口に来なくても助成が継続的に受けられるということがあります。それともう一つは、障害者の福祉タクシーチケットでいきますと、現在200円と500円券を活用して、なるべく個人の現金を使わ

なく処理することも可能なのですけれども、どうしても端数が出る場合がございます。これについては、障害者の利用者さんにつきましても、デジタル化にすることによってポイントで処理できますので、自分のお財布から現金を出すシーンは減らすことができるというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） カードを利用することによって、それぞれメリットがあるようがございますけれども、しかしながら、例えばこのカードを紛失をすると、そういうときには、先ほどは紙と両方と、そうすると混乱するんじゃないんでしょうかね。そういった場合はどのように進めていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 今回の実証実験につきましては、紙のチケットとマイナンバーカードの両方を使っていただくその前提でお答えさせていただきますと、御承知のとおり、現在、高齢者も障害者も、この紙の助成券は紛失したら再発行できない制度になっております。仮に、このモニターさんはカードと助成券のうちの助成券、紙のほうをなくしても、マイナンバーカードを使ったほうは再発行という発想はなく、マイナンバーカード自体の紛失届と再度発行してもらうその負担はございますが、ポイント自体はシステムの中にございますので、また利用していただくことが可能であるという部分がございます。実証実験においては、先ほど説明したように、今、議員がおっしゃいますように、特に障害者の方は紙の助成券とマイナンバーカード両方あることで混乱をする可能性があります。ですので、御家族も含めて丁寧な説明が今年度は大事ななと思っておりますけれども、将来的にはいずれかの選択制になりますので、マイナンバーカードを使ったほうのメリットとしては、仮にマイナンバーカードを紛失しても、それはあってはならないことなんですけれども、再発行した上でポイントは消えないという、福祉サイドのメリットとしてはポイントは消失しないという考えでおります。紙のチケットのほうは、引き続き紛失した場合には再発行できなくなりますので、その年はもう使えなくなるということの選択を将来本格的実装したときにはというふうに今現在考えて、それらを実証して、御意見をいただいこうと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） このマイナンバーカードにはGPS機能がついているということであったわけですが、そうしますと例えば個人の個人情報、そういうのが明らかになってしまうということで、その辺の個人情報についてはどうなのかということでもありますけれども、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 私の説明が悪くて申し訳ございません。このGPS機能は、タクシーに搭載するシステム、端末にあるものでございますので、マイナンバーカードにGPS機能はありませんので、そういう心配はございません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） はい、分かりました。それで、マイナンバーカードを持っていない人の利用は紙で行うということでありました。それで、令和9年度から本格導入とい

うことで、マイナンバーカード一本になるのか、先ほどの説明ですと選択できるよということだったんですが、その辺のところは、やはり、このマイナンバーカードの取得率あるいは交付率ということから考えても、また、高齢者の場合ですとやっぱり持ちたくないという人もいるわけですし、しかしながら、カードを持たなくてもタクシーは利用したい、こういう人たちの扱いというのはどのようにしていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員の御指摘の部分については、実は大きな課題の一つでございます。私たちといたしましては、計画の理想としては、令和9年度に完全にカード一本というのが職員の事務負担、また、タクシー事業者、ドライバーさんの負担軽減になるものと思って、そのつもりで考えておりますが、御指摘のとおり、マイナンバーカードを取得されない方がいることを考えたときに、その方たちに助成事業の対象者から外さなければいけないのかというのは大きな課題でございます。それらを煮詰めて、今回福祉タクシー、障害者の方も含めて実証事業をやりながら御意見をいただいて、完全にカード化していくことへの課題について、また、カード化できない場合にどういうふうにもその方たちに対応していただくのかというのを検証していく事業だと考えておりますので、また今後の課題として受け止めさせていただいております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 令和9年度という、あと2年間の猶予があるわけでございます。そのときにやっぱりマイナンバーカードを取得しないと、そういう人たちについてもやっぱりきちんと保障をしていく、そういう取組もお願いしたいなというふうに思います。

それから、あとはこのマイナンバーカード、これにつきましてはまず個人情報の管理、あるいは漏えい問題が非常に危惧されております。そうしたときに例えば障害の方、そして高齢者の方、いわゆるその辺のところはやっぱりきちんとできるわけではないというふうに思います。あるいは高齢者ですと、しまったところが分からないとかね、どこに置いたかとか、そういういろんな問題も発生してくるわけでございますので、その辺のところをどうするのかということでございますが、どのようにお考えになっておられるのかお尋ねしたいと思います。特に、個人情報の漏えい問題についてはどのようにやっっていくかおつもりなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 個人情報の管理、漏えい問題についてでございます。個人番号カードのICチップには、マイナンバーカードにもともと搭載されている公的個人認証部分、これはJPKIという、住所、氏名、生年月日、性別の4情報が保存されている領域と、それから空き容量、これはカードアプリケーションと言われる領域だそうなんですけれども、自治体等が独自に利用できる領域がございます。条例の制定により、タクシー助成事業に空き容量を活用するものであります。初期登録時には個人番号カードからシステムのほうに住所、氏名、生年月日及び性別の4情報を確認する、ここでマイナンバーの情報からその個人を特定する作業をするんですけれども、同時にタクシー助成に必要なデジタル化に必要な空き容量の部分に、デジタル化に必要なものと

ては利用者のID、これは個人情報というよりもIDですね、利用される方のIDと有効期限だとか、回数だとか、ポイント、さっき言った助成額とか、あとはその減算をしていくための運行機能が搭載、そういうものがこの空き容量に登録されるというものでございます。なお、取得した個人情報、4情報につきましては、デジタル庁の認定サーバー内で管理されておりますので、私どものシステムの中に個人情報を管理するものではないということを補足させていただきます。タクシー助成のデジタル化に使うシステムにも個人情報というものはありませんので、タクシー事業者についても、誰がというのは分からないものになっております。

こういうシステムということの説明した上で、タクシー助成のデジタル化に個人番号カードを利用するシステムとしては、個人情報の直接的な漏えいはないものと思いますが、令和6年6月に行われました個人情報保護委員会の年次報告では、前年度の民間事業者による個人情報の漏えいや紛失は1万2,120件あり、そのうちマイナンバー関連の漏えいや紛失が334件あったことが報告されております。その要因に人為的なミスがあることから、システムの管理事業者及び福祉課のセキュリティポリシー及び職場内研修を開催する必要があると考えております。特に、窓口ではマイナンバーカードには4情報を目視することができる状態ですし、明確にお返ししたマイナンバーカードを出させて、お返ししてお帰りいただく、またはタクシーに乗った後もそのマイナンバーカードを必ず御本人に返していただく等、個人情報の運用に、マイナンバーカードの運用につきましては、幸田町のセキュリティポリシーにのっとり、福祉課の手順の中に加えてく、検証していく必要があると考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） カードを使うことによって乗り降りがスムーズになる、あるいは請求が簡潔になると、そして、また集計も簡潔になると、時間もかからない。そういうようなサービスが向上するということについては否定をするわけではありませんけれども、しかしながら、過日、豊田市での漏えいが大きな問題となりましたよね。ですので、そういうことがやはりあってはならないと。その辺のところを、やっぱり管理をきちんとしていけるようお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 事業者における個人情報の漏えいという大きな課題に対しましては、今システムを構築をしていただいております一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォームさんに開発していただいている部分がございます。それらの事業所と事業者から個人情報が漏れない仕組みづくりについて協議をした上で、実証事業を進めたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、藤本和美君の質疑を許します。

1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） タクシー利用助成事業についてです。個人番号カードさえ持っていれば、このタクシーの助成を受けられるということによろしいでしょうか。口座を紐づけてない方、そういった方も受けられるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） タクシーの助成事業につきましては、障害者、高齢者いずれも、現在紙という形でポイント、助成券を付与しているものを、その部分のポイント部分をICカードの空き容量のほうに登録させていただきますので、口座情報等は関係ございません。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 今までの質問の中でちょっと重複してしまうかもしれないんですが、個人情報の保護措置として、第4条に個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとありますが、具体的に何をするのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 個人情報の適切な管理のために必要な措置につきましては、国の個人情報の保護に関する法律第12条第1項に、地方公共団体はその機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする、この規定に基づき、個人番号カードなど個人情報を利用するサービスに関する条例の制定に当たり、その条項に規定するものでございます。今回の個人番号カードをタクシー助成事業に利用する実証事業に限らず、全ての個人情報を扱う業務に求められるものでございます。適切な管理のために必要な措置といたしましては、本町の情報セキュリティに対する基本方針及び情報セキュリティ対策基準でございます幸田町情報セキュリティポリシーから、各課はその業務に係る情報セキュリティ実施手順書を作成しております。今回は、福祉課のこの手順書の中に対象となる個人番号カードを利用した高齢者及び障害者のタクシー助成事業に係る事務及びシステムをこの手順書に加えることとなります。この手順書は、幸田町情報セキュリティポリシーに基づき、どんな内容かと申しますと一部でございますけれども、システムに入力される情報の範囲、情報セキュリティに関する責任者などの組織体制、責任者とか管理者やシステム取扱い者などでございますが、その職員を特定しております。システムにおけるセキュリティ対策、それから取り扱う情報の管理など業務ごとに策定されております。なお、そのほかにも幸田町情報セキュリティポリシーでは、職員が利用する端末の管理など物理的なセキュリティや情報セキュリティに関する研修、訓練など、また、インシデントなどの場合の報告などについての人的セキュリティ、さらに外部委託業者の選定基準なども定められております。これらの全ての取組をもって必要な措置と理解しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本和美君の質疑は終わりました。

以上で、第42号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第43号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の中学校体育館の空調設備設置工事につきましては、入札の執行調書を見ますと、これが指名10社のうち7社が辞退をしているわけでございます。この要因について伺いたいというふうに思います。落札業者につきましては、落札率が

77.11%、そして、次の低いところは89.93%、次に3番目は90.74%と、このような金額になっているわけですが、ほかの7社が全て辞退というようになって、この要因についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 本件は10社による指名競争入札を実施しましたところ、辞退が7社、予定価格を下回る有効な応札が3社であったため、入札は成立し、落札者決定に至っております。

辞退理由につきましては、入札時に提出されました辞退届の記載によりますと、積算及び対応が困難、体制が整わないなどとなっております。辞退が多数発生する結果となりましたが、辞退理由としては人的な要因が挙げられておりまして、業界におけます同種工事の受発注状況が影響したものであるというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 入札執行調書を見ますと、辞退したところはどちらも大手というように見受けられるわけでございます。その辺のところを、やはり、こうしたときに予定価格の在り方と、それから指名の在り方、これが私は問題じゃなかろうかなと思うんですけれども、この辺のところはいかがなんでしょうか。落札率にしますと、先ほども言いましたように77.11%というふうな金額であります。こういうことを考えますと、この予定価の在り方ということよりも、まずは指名業者の在り方が問題だったのではないかなと思うんですが、その辺のところはいかがだったのかということでもあります。また、町内業者が2社含まれておりまして、町内業者が落札をしたわけですが、このように考えると、例えば指名業者でもJVを組んでもいいよと、そうしたやり方でも考えられると町内業者の育成にもつながるし、また、町内業者が取っているわけですから、その辺のことをなぜ考えられなかったのかなと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 今回の指名業者につきましては、内申書を基に幸田町入札参加者審査委員会において慎重に選定をしたものでございます。適正な入札執行の妨げとなるおそれがありますので、各業者に対して仕様の詳細については事前に提示は行っていないということで、業者側としては、指名通知を受理後に初めて具体的な設計書、それから仕様書等について検討をしていくこととなっております。人的要因を理由とする辞退については、手持ちの状況であったり人員配置の可否、当該業者における受注バランス等について慎重に判断された結果として理解をしております。なお、正式な辞退手続を取った辞退者が不利益を被るような取扱いはしていないところであります。辞退につきましては、入札参加者の意思表示の一つということであって、任意であってもやむを得ないものであると考えております。先ほど言いましたJV等につきましても、そういう部分もあるかと思いますが、今回はこういった業者について指名をさせていただいておるところであります。今回は、先ほど言いました同種の工事について多数あって、その影響がということでもありますけれども、やはり、愛知県等による工事等も大変多くあるということで、愛知県等も高校等による愛知県発注の高校の工事等もたくさんありま

す。高校の工事でいいますと、県立の高校で50校ほどが空調の発注もあるというようなこと。それから、そのほかに当然公共の建物の空調であったり、そのほか民間の工事等もあるということで、大手等もやはりこういった受注に対して工事がたくさんあったということで、辞退があったというふうに理解をしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 中学校の体育館の空調設備工事なんですけれども、これをやる前に小中学校の教室の空調、これも一斉にやられたわけでありますよね。先ほど言われましたけれども、県立高校の空調が相当あるよと。そういう中で、こうした業種がいろいろなところで仕事をしなければならないわけですので、本当に業者が限られてしまう、そういうのは分かるわけであります。それが分かっているながら、こうした指名の在り方というのはやっぱりこれは考えていかなければならないですし、また同時に町内でできるように考えていくべきではなかったのかというようなことも、これを教訓として次の小学校の空調設備工事、これも来年度になるとまた一斉によそもやってくる。こういう状況が生まれてくるわけですよ。そういうことをやっぱりきちんとこのことを教訓にやっていただきたいということをお願いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） また次回、次もということで、小学校の空調等もまた今後予定がされておる中で、たくさんまとめて大きくしていくと、やはり、なかなか町内の業者もというところがあったり、発注を受ける側もなかなか負担が大きくなってということもあるかと思ひます。議員さんが言われることももっともな部分があると思ひますので、次回また、どのような業者、選定も含めてですけれども、規模であったり、入札の形がいいかということも考えてまいりたいと思ひます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第45号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 移動型バリアフリートイレトレーラー、これを受注生産している事業者、これが株式会社トヨタエンタープライズ、この1社のみということで随意契約をされておりますけれども、この移動型バリアフリートイレトレーラー、これは今すぐ

くクローズアップされまして、ほかの自治体もこのトイレトレーラーを買うというようなことも伺っておりますけれども、この金額につきましては、他の自治体の額と比較をしたかどうかを伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 消防本部としましては、令和6年度当初予算、この計上に当たって、幸田町が選定するトイレの仕様について決めてまいりました。その中で選定するトイレトレーラーについてはトヨタエンタープライズ1社ということで、そこへ価格的な調査も行いました。その中では定価販売であるという回答をいただきましたので、それについて比較検討等はしませんが、調査を実施しました。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 定価販売ということでありまして、これにつきましては、ほかの自治体等では全て定価販売ということで取得をされたんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 今年に入り、6月なんです、みよし市さん1市が同じ同型の移動型バリアフリートイレトレーラー、これを購入するというので、幸田町と同じ条件で事業を進められております。南海トラフ地震等災害対策事業補助金、これについても同じような条件で申請されておられます。公開されてる情報では、みよし市さんについては1,611万ほどの金額で購入をされる予定です。その中には幸田町と金額に差がありますのは、みよし市さんについては自家発電機、こういったものをオプションとして追加されておりますので、みよし市さんのほうが多少金額的には高いという状況です。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） はい、分かりました。それで、納入場所についてお伺いしたいと思います。これは消防本部となっておりますけれども、この保管場所が見受けられるところによりますと、ちょっと手狭なのかなというふうに感じるわけですが、この保管場所についてはどのようになっておりますでしょうか伺います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 消防本部の車庫については、平成17年度に建築されており、その際14台で設計されました。現在、消防本部には17台の車両がありまして、やはり入り切らない車両を外で保管しております。ただ、今回移動型バリアフリートイレトレーラーについては、外装が塗装でなくラッピングで、どちらかというところ紫外線にもあまり強くないほうですので、消防本部敷地内の北側端にある北倉庫と呼んでおりますが、その中で保管をしたいと考えております。北倉庫については通常空き空間があつて、イベントなどの椅子や机、そういったものを仮置場としておりますので、通常空いておる場所になります。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） このバリアフリートイレトレーラーにつきましては、かなりの延長もありますし、また同時に、何事かあったときには速やかに出ていかなければならないと、そういうところでもありますので、十分そうした保管場所につきましてはきちんと対応されるようお願いして、終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 先ほど回答させていただきました消防庁舎の北倉庫、これについては大きなシャッターがあり、高さも車体十分にありますので、そこからの出動については問題のない広さだと確認しておりますのでよ、ろしくお願いします。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第45号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第46号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 町民会館のグランドピアノの更新であります。これにつきましては、KAWA Iのコンサートピアノのほうが出演者から希望が多いというか、そういうことのように随意契約というようなことになっておりますけれども、この中に記されております2台弾き比べ、これは専門家によるものなのかどうなのかを伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） こちらの弾き語りにつきましては、文化振興協会のほうで選出をしていただきましたプロのピアニストの方、この方で現在進めようと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） このピアノの音色につきましては、それぞれ特徴があって好みもあるようでございますけれども、これはプロの専門家による弾き比べということでございますが、それは弾き比べをすることによって、このピアノにつきましては高くなるのか、それとも、それは契約の中に更新の中に入っているのかということでもありますけれども、その辺のところはプロを雇うことによって若干高くなるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 実際にはピアノの価格自体は変わりませんが、文化振興協会のほうが特にこの方を選んだということで、協会のほうが選ぶに当たっての講師料というか、この謝礼は払わせていただくという予定でおります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今度下取りに出すYAMAHAのピアノでございますが、この活用というのはどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 下取りのことではありますが、今回の購入に当たりまして、この壊れてしまったピアノなんですけれども、下取りの価格ということで込みになっており

まして、全て引き取ってもらおう、中に入った価格ということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第46号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第47号議案の質疑を行います。

12番、稲吉照夫君の質疑を許します。

12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 私から、まず最初に、公用車集中管理事業についてお聞きいたします。

48号車が自損事故により廃車、新規購入ということで上程されていますが、今年の2月に起きた事故と聞きましたが、どのような事故だったのか確認をお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） このたびの公用自動車48号車の事故につきましては、令和6年2月5日、月曜日、六栗神社境内地におきまして、職員による公務使用中に起きたものでございます。駐車場から場外へ出ようとした際に車両の後部を樹木に、それから、前に出たときに前部を石垣に衝突させたことにより著しい破損が生じました。運転手にはけががなく、同乗者もいなかったということで、物損事故として取り扱われています。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 以前に消防自動車が出動中に上六栗で事故に遭ったときには即報告があり、使用不可能ということで購入となりました。今回も同じように、私は、公用車であることから捉えましたが、事故の報告が議会にされなかったのはなぜなのかお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） このたびの事故車両は、平成20年10月に約260万円で購入をいたしております。乗車定員10人のステーションワゴンタイプの車両であり、利便性もよく、これに代わる車両もないこともありまして、修繕をして使用を続ける判断をいたしました。修繕の見積りを依頼しましたところ、破損箇所が多岐にわたっていたため算定に期間を要し、5月に出されました見積りの結果は、予想を超える約170万円と高額なものでございました。なおかつ、この見積金額は外観から確認できる破損部分の修繕のみで、ほかにも確認できない部分の破損があるかもしれないとのことであり、また、修繕期間もかなり長期になるとのことでございました。以上のこと、及び経過年数が15年を超えていることを踏まえまして、事故車両につきましては修繕することを諦め売り払い、これに代わる新たな車両を購入することに方針転換をし、このたびの補正予算において予算要求をさせていただくこととなった次第であります。最終的に廃車となったことは事実でございますが、今回の事故が物損事故であったこと、また、修繕可能と判断し事務を進めていたこともありまして、議会への報告という判断には至らなかったというのが実情でございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） はい、分かりました。車両も15年以上たってる、また、修理も170万円以上かかるというようなことで、その辺の議会に報告されなかったことも今理

解いたします。ですが、この事故に対して管理規則にのっとった適切な手続がされたかどうかをまず確認をさせてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 職員の交通事故の報告義務につきましては、関係例規等におきまして、上司その他への報告義務が定められています。順に申し上げますと、まず幸田町職員服務規程第18条におきまして、職員は、服務上の事故及び交通事故を起こしたときは、遅滞なく所属長に報告しなければならないとされておりまして、また、幸田町公用自動車管理規程第9条第1項第2号におきましては、自動車等の使用中に交通事故又は自動車等に故障を生じた場合は法令に基づき処置するとともに、速やかに関係上司に報告し、その指示を受けなければならない。さらに、幸田町職員の交通違反等に係る処分等の基準に関する要綱第5条におきましては、違反等を起こした職員並びに前条第1号及び第2号に掲げる者は、人事秘書課長が定める届出書により速やかに町長に届け出なければならないとされておりまして、今回の事故におきましても、それぞれの規定に基づき適切に処理はされております。議会の報告を義務づける規定は存在しないわけではありますが、規定の有無に関係なく必要な情報は速やかに報告をすべきであることは間違いございません。今後、公用自動車の事故につきましても、重篤な人身事故であったり、車両が大破し廃車となるような事故が起きたときには、その重要性を適宜に判断し、必要な情報は適宜報告するように留意をしております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 分かりました。しっかりと報告されて処理されているということでございます。毎日多くの車両を使用して業務に励んでいただいております。役場の車両等の財産は、やはり、町民の財産でもあります。運用管理には十分配慮され、業務に励んでいただくようお願いして、この質問は終わります。

次に、歳出の25款の粗大ごみ集積場用地購入についてであります。これについて借地解消に向けての購入に関しては異論はないことですが、老朽化した建物の購入費が計上されております。築40数年が経過していると思われませんが、購入しなければならないものか疑問を感じます。一般的に土地を購入するとき、土地上にある構築物は値引きの対象になるものが普通ではないかと思えます。2年前でしたか、町が大草広野の土地を購入しましたが、そのときにはたしか構築物の購入費は計上されていなかったと思えます。今回、この老朽化した建物の購入費が計上されている根拠は何かお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 公用自動車は大切な財産であり、役場の財産は町民の財産であるというのは、議員仰せのとおりでございます。職員に対しましては、町の大切な財産を使用し、管理しているとのことの重要性を再認識させ、細心の注意をもって、最上の管理と適正な使用を徹底させるべく、つい先月から公用自動車の傷チェック表の運用を開始し、公用自動車の乗車前後には必ず車両損傷の有無等を確認し、その結果をチェック表に記録することを徹底するようにしたところでございます。さらに、交通事故の防止は重大な社会課題であります。公務員としての自覚を持ち、交通法規を遵守すること

はもちろんのこと、交通安全意識や交通マナーの模範となるよう職員教育を行っていき
たいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 粗大ごみ集積場の建物の購入費につきましては、不動産鑑
定士によります鑑定評価見込み価格を基に算出をしたものであります。本施設につきま
しては、町民が排出します粗大ごみの収集及び分別、また、クリーンパトロールが回収
した不法投棄ごみの仕分作業の場としてなど、現在進行形でフル活用をしている施設で
あります。このような理由から、本町のごみ施設のを拠点としまして、購入費に見合う
価格を見いだしているところであります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 今の使用している継続という解釈でよろしいでしょうか。それで、
今後、この老朽化した建物をいつまで活用していくのか。私も十数年前、ここでちょっ
と2年ほど働かせていただいたことがあります。建物はかなり傷んでますし、やはり、
中で作業していると粉じんが舞い、作業環境もあんまりよい状況ではないなと思うわ
けであります。この建物を利用しての粗大ごみ集積の業務体制、あるいは、こういった
環境の整備等は今後どう考えていかれるか、計画がありましたらお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本施設につきましては、現時点におきましては、その用途
を変えることなく、粗大ごみ集積場としまして引き続き利用することとしておるところ
であります。また、粗大ごみの集積場におきます作業はシルバー人材センターに委託を
しておるわけですが、御指摘の労働環境という点におきましては、作業されている
方に負担を強いていただいているところもあるかというふうに認識はしておるところ
であります。購入後につきましては、本町の施設としまして適切に維持管理するととも
に、現状の調査を含めまして、計画的な改修について検討していきたいと考えておりま
す。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） いずれにしても、購入してその先はやっぱり町のものになるし、そ
ういった面では十分そういったことも配慮して長く使ってもらいたい、使うためにはや
はりそういった環境も整えてほしいなと思います。いずれにしましても、町民にとっ
ても粗大ごみ等はまだ日常生活、この処理については欠かせない問題であると思いま
す。ごみの不法投棄がされないよう、また、この機会に改めて家庭から出るごみの適切
な処理がされるよう、町民のごみ処理の拠点が広告塔になるような形で今後あってほ
しいと思いますので、よろしくお願いたしまして質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） ごみの不法投棄につきましては、終わりのない課題ではあ
りますが、クリーンパトロールの巡回開始など、防止対策を引き続き行ってまいりたい
と思います。また、家庭ごみ、事業ごみが適切に排出されるよう啓発活動を実施してま
いりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉照夫君の質疑は終わりました。

次に、3番、野坂純子君の質疑を許します。

3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 私も、先ほど粗大ごみ集積場の用地購入費についてお聞きしようと思いましたが、稲吉議員の質問によって分かりました。

それでは、次に、45款、15の15で、仲田アンダーパス自動閉鎖機設置等の事業で、以前、錦田アンダーパスで、ひどく雷が鳴っていたときに片方だけ下りているという誤作動が発生した場面を見たんですけど、それも含めて仲田アンダーパスのところの自動閉鎖機が作動した場合、その後、通行止め解除までの流れなどはどのようになるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） アンダーパスにおきます通行止め後の解除につきましては、まず、一旦自動閉鎖機が作動してしまう、要するに、エアバルーンが出てしまうと、その後水位が下がったとしても閉鎖機を停止しない、要するに、エアバルーンを撤収しない限りは、アンダーパスにおいては物理的に通行止めが継続している状態でありますので、解除するためには職員等が直接現場において操作、対応する必要があります。具体的には、現場におきまして雨水が帯水していないことを確認して、併せて道路上に浮遊物、ごみだとか草木だとかの残骸が残っていないことを確認し、最終的に通行に支障がないことが確認できれば、職員が手動にて先のスイッチをオフにし、飛び出していたエアバルーンを格納し、また、併せて通行規制用に設置してある保安設備等の資材を移動させ、そこで初めて道路の規制の解除ができる状態となります。なお、現場で対応する職員の人数等にもよりますが、現場で帯水がないことが確認できてから道路啓戒をするまでには数十分程度かかるものかなというふうに考えております。あと、併せてお尋ねの誤作動の場合でありますけれども、誤作動等により予期せず閉鎖機が作動してしまった場合の対応についてであります。理由を問わず閉鎖機が作動した場合には、その情報がメールにて職員へ連絡が入りますので、アナログ式となりますが、先ほどと同様、直ちに職員が現場へ駆けつけ、道路や周辺の安全が確認でき次第、先ほどと同じ手順で規制を解除することになると思います。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○議長（藤江 徹君） 解除は職員がやるということは分かりました。

それでは、今現在、自動閉鎖機設置をしているところはどこにありますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） まず、現在、町内にあります道路のアンダーパス施設といたしましては、全てJR東海道本線を東西に交差する形となっており、県道では幸田石井線の錦田アンダーパスの1か所、町道では町道坂崎野場1号線の鷺田アンダーパスと町道六栗芦谷1号線の仲田アンダーパスの2か所で、計3か所のアンダーパス施設がございます。そのうち県道にあります仲田アンダーパスにつきましては、愛知県により地域における先導的な事業として既に平成29年度に設置をされ、運用もされている状況でございます。一方、町道におきましては、これまでに設置された場所はありませんでしたが、今回初めて国の交付金を活用して、町内での第1号の施設として仲田アンダーパス

に設置するものでございます。

○議長（藤江 徹君） 今の答弁で申し訳ございません、県道で今仲田と言われました。ちょっと訂正をお願いします。

建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 申し訳ございません、アンダーパスの施設の関係ですね。県道では幸田石井線の錦田アンダーパスで、町道については鷺田アンダーパスと仲田アンダーパスの3か所でございます。訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（藤江 徹君） はい、ありがとうございます。

3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） ありがとうございます。次に、55款の15の10で小学校管理一般事業についてですが、中央小学校用地購入費において、借地となっているところは現在何に使用されているのでしょうか。また、解消後はどのように利用するのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 今回購入の場所でありまして、2か所ございまして、1か所は小学校の東側の職員駐車場の入り口付近のものであります。もう1か所につきましては、運動場の真ん中なんですけれども東寄りのところにあります。この2か所ということでありまして、用途につきましては、駐車場と運動場ということでありまして、そのまま引き続きの同様の利用というような形を考えております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） はい、分かりました。それでは、ほかの学校にはどのくらい借地があるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 残りの借地でございますが、中央小学校と北部中学校、この2つの学校に借地がございます。まず、中央小学校につきましては、2人の地権者によりまして2筆479.75平方メートル。もう一つ北部中学校につきましては、3人の地権者で3筆2,644平方メートル。この2つの学校であります。また、こちらにつきましても引き続き毎年の交渉を行いまして、借地解消に努めていくということでございます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂純子君の質疑は終わりました。

次に、11番、廣野房男君の質疑を許します。

11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） それでは私のほうから、先ほど野坂議員のほうから質問がありましたことに関連しますけれども、仲田アンダーパスの自動閉鎖機設置を今度やっていただけるということで、例えば、ここは水深何センチになるとゲートが作動するのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 一般的に車高の低い自動車であっても、おおむね15センチ程度までの水深であれば走行できると言われているようでございますが、今回設置する自動閉鎖機につきましては、降雨により道路に水がたまり、アンダーパスの最も低

いところで水深15センチとなった場合、自動で作動するようにセッティングを行ってまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 15センチということは、このアンダーパスは車だけじゃなくて人も歩きますし、時々お年寄りがシニアカーでも歩くような特殊なアンダーパスでして、ほかのアンダーパスとは違って車だけじゃないということもありますけれども、今15センチということですのでけれども、軽乗用車だと大体マフラーまでが25センチぐらいです、低いやつだと。ということなら、15センチでゲートが作動した場合は脱出は可能ということではよろしいかと思えます。

それで、もう一つ、アンダーパス直前で車のアンダーパスにもう入っちゃ駄目だよというのがいいんですけれども、周辺道路を走っている車、例えば脱出しようと思っても、これはアンダーパスの入り口に車がどんどんどんどん入ってきちゃうと脱出もできないというようなことが今までもよく見かけましたけれども、こういったことに対しては何か手段があるんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 今、議員が言われるように、車は何台も入ってしまったという場合は少し工夫が要るかなと思えますけれども、例えば1台が入ってしまっただけで、その後すぐ閉鎖機が作動してしまった場合と、こんなようなことも考えられるかなと思えますけれども、この自動閉鎖機につきましては車両の進行する方向、片側1車線分の車線を閉鎖することとなります。したがって、万が一車両がアンダーパスへ進入した後に閉鎖機が作動してしまった場合においても、その車両が進入側であれば車両をバックをさせるとか、Uターンをさせるとか、もし出口側であればそのまま進んでいただいて、それぞれ閉鎖機がある反対側の空いた車線ですね、スペースを利用して、他の障害物等がなければ安全に出ること、いわゆる脱出することができるかなというふうに考えております。なお、当該車両が例えば大型のようなタイプのもので、車幅的な関係で脱出する際に閉鎖機そのものが支障となってしまうような場合もあるかと思えますけれども、エアバルーンそのものが衝撃が少ない素材であることもあり、最悪そのまま少し押し出させていただくということも可能かなというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） ちょっと私の質問が悪かったのかしれしれませんが、こうして遮断された場合は、それはそれでいいんですけれども、それを付近を走っている車が分からないわけですね。それで、どんどんアンダーパスを通過して、早くうちに帰ろうだとか何かやると思いますが、そういった車がアンダーパスには入れないけど、その入り口にまでずっと渋滞しちゃうんですね。緊急の場合にどんどんどんどん入ってきちゃって、アンダーパスには降りてはいけなくなっていますけれども、その前に詰まっちゃうということがよく見られまして、そうすると周辺の車に大きな交差点だとか何かにもうこの先アンダーパスには行けませんよというような、そういったことを知らせるような、例えばよく高速道路や何かでも電光掲示板などがあって、この先通行禁止だとかいうような、そういったことができればいいかなと思って先ほどお聞きした

んですけど、そういった手段はいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 大変申し訳ございませんでした。議員が言われるように、車がたくさん来てしまうと混乱を招くといったような想定のイメージだと思われます。今回予定をしております自動閉鎖機の設置事業につきましては、今、議員が言われたように、閉鎖機が作動しているときに、エアバルーンが出ているとき、つまりアンダーパスが通行できなくなっていること、こちらを施設手前で周囲を通行しているドライバー等へ周知する必要がございます。そのため、閉鎖機の設置と併せ、これは議員も言われた電光掲示板、情報板ですね、こういったものを施設手前の適所へ設置をしていく計画となっております。この情報版の詳細な仕様や、具体的な設置場所等につきましては今後詰めていくこととなりますが、いち早く正確でかつキャッチしていただきやすい情報を発信できるようにしてまいりたいと思っております。なお同時に、町のホームページやLINE等を活用した情報発信ができる仕組みについても同時に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） そうやってきちんと徹底的な対策をやっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、生活道路整備工事ということで簡単にお聞きしますけれども、道路整備するところは決まっているのかという、これは恐らく区長さんたちから出てきたような要望に応えるためというようなこともお聞きしましたけれども、この工事の内容は親切班でできるような軽微なものが多いのでしょうか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 整備箇所や工事内容等につきましては、今、これも議員が言われたように、そのほとんどにつきまして各区長様から提出される要望書により決まっておりますので、当初予算分、これは8,000万円でありますけれども、それにつきましてはもうある程度決まっている状況であります。かつ当然のこと、工事発注済みの現場や、もう既に工事完了した現場等もございます。しかし、今回お願いする補正分3,000万円分でございますが、その整備箇所につきましてはまだ決定したものではありませんので、今後区長様と協議していくなど決定することになると思われま。

それから、今言われた主な工事はということでございます。こちらにつきましては、本道路整備事業につきましては、身近な生活道の整備に関するものでございますので、主なものとしたしましては路面对策としてのアスファルト舗装工事、排水対策としての側溝等の設置工事、危険箇所等における安全施設の設置工事等がございます。また、工事によりましては、小規模なものから用地協力が必要なもののような大規模なものまでありますので、完成するまで複数年を要するようなものまでございます。工事に向けては、区長様等と協議を進めながら、予算の執行状況、地域のバランス等も見ながら、費用と効果、緊急性等を考慮しながら、整備箇所、工事内容を決めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） はい、分かりました。それでは、まだ金額的にも余裕があるということで、これから大規模にはならんかもしれませんが、入札も必要なそういった生活道路に関係する道路の要望は出していてもよいということで、また区長さんたちと一緒にやらせていただきますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 今後、当然各区におかれましては下半期に向けて、地域の事情等により新規の工事要望や追加の緊急的な修繕要望も出されることも想定をしておりますので、区長様と一緒に協議しながら、調整しながら、最終的には各地区でどこを工事するのかといったことを決めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野房男君の質疑は終わりました。

次に、14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 歳入について順次質問をしてまいります。

先ほどの事故の件で公用車の売払いについてであります。この原因と売払い先については資料として提出していただきました。そこで、この資料を見てお伺いするわけがありますけれども、これを見る限り、これは令和6年2月5日午前9時に事故を起こしておられます。そうした大きな事故にもかかわらず、このような報告がなかったということと、それから売り払ったという、そういう一連の流れの中で、私は、やっぱりこれは報告すべき案件ではなかったのかなと思うわけがあります。なぜかといいますと、この場所が六栗神社境内地となっておりますけど、このようなところに午前9時頃何の用事があったのかと。こういうことをうやむやにしていいいのかと思うわけがありますけれども、事故を起こしたのは、これは仕方がないとして、この行動にちょっと疑問を覚えたわけがありますけれども、これについて説明がいただきたい。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 今回報告すべきではということでありましたけれども、先ほどもございましたとおり、事故自体は先ほど言われました六栗神社の境内地の中で文化財等を見に行っておったところで起きたというふうにお聞きしておりますが、その中でまず後ろをぶつけて、ちょっと運転を焦ってしまって、また前に出たときにぶつけたということですが、この事故自体は人身等でもなく、実際には物損ということで修理して使っていく予定でございましたので、報告はさせていただいていない状況でございます。こちらにつきまして先ほどあったように、売払いをして、その後、今回新しい車両を購入するということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 六栗神社の境内地で事故ということですので、これは文化財ですかね、何ておっしゃいました、先ほどちょっとよく聞き取れなかったんですけども。やっぱり、この公用車を使ってこの事故が起きた場所と時間、この時間は適当であったのかということをお聞きしたいわけがあります。事故を起こしたことについて、私は別に伺ってるわけじゃないですよ。この時間と六栗神社境内地、これが適当であったのかどうかということの、これがお聞きしたいわけがあります。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） すみません、こちらのほうは事故の概要ということで出させていただいたように、午前9時に事故を起こしたというところであります。こちらについて、ちょっとすみません、私も内容的には職員がそちらに出向いて調査等をしておって、それでというふうには聞いてはおるんですが、そのときにほかの方も何人か乗せておって、そのために大きい車に乗っておったというふうには聞いております。ですから、この関係については公務で行って、運転操作を誤ったというところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 公用で行っているわけですから、その辺のところは不信感を持たれないような説明というのは必要ではなかろうかというふうに思いますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、売払い金額が44万円ということで、これは引渡し完了日が8月6日であったということで、これが計上されたわけでありましてけれども、こうした一連の流れの中で、やはり、こうした公用車について言えば、ぜひ前もって説明がいただきたい。これは、例えば議会運営委員会でも何でも結構ですけれども、やっぱり、こうしたことの説明がなくこのまま計上されちゃうと、これは質問の対象になるわけですよ。その辺のところをぜひ疑問が持たれないように報告をお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） こちらにつきましては、当初は修理をしようと思っておったところ、時間とお金が大変かかるということで今回購入のほうに切り替えたという中で、こちらのほうの売払いをした状況でございます。今回、一連の事故について人身事故であったり重大な廃車するようなものというふうな認識がございましたので、今回については物損という認識ということでありましたので御報告はしておりません。ただ、人身の大きな事故であったり一発廃車であるような、そのような大きなものについては、また議会のほうにもお知らせをしていくようなことも検討してまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、85款の30項20目でありますけれども、これはコミュニティ事業のものでありますけれども、豊坂学区の分が不採択になったということでもあります。コミュニティの事業につきましては2学区ずつよく申請をされているわけですが、片方が受かって片方が落ちると、このことのないようにということで前も議会の中でも要求してまいりましたけれども、この落ちた原因というのはきちんとした資料に基づくものでなかったのか、それとも、どういう条件の中で不採択になったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） このたびの不採択につきましては、明確な理由は分かりませんでした。申請を取りまとめしております愛知県へ問い合わせてみましたが、回答をいただくことはできませんでした。ただ、申請の受理はされているということでございまして、提出書類等に不備があったものではなかったということでございます。事務局である総務課で過去の採択実績を確認してみました。過去3年、遡って令和5年、4年、3

年、この過去3か年は2つの地区の採択をいただいております。それ以前、令和2年度、令和元年度、平成30年度、この3か年については、1地区の採択となっております。どの年度も2地区申請をしている中での採択結果でございます。また、助成事業に関係します全体の宝くじのこの配分金、こちらのほうを調査しましたところ、2地区の採択年度におきましては、助成事業全体として多くの配分がされておりましたので、今回の助成事業全体の配分金が例年より少なくなっておりますので、このことから2地区の採択に至らなかったのではないかと、あくまでも推測ではありますが考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 以前申請したときに、やはり計画が、申請の内容が採択にならなかったということで見直しをして、再度翌年度に申請をしたと、こういう事例があるわけですね。ですので、やはり、事務局といたしましては、採択されるように地元が申請するときに採択されるような内容をきちんと援助すべきだということを申し上げてきたわけですが、今回は予算の都合上のことのようにあります。来年度には、ぜひ採択に向けてお願いしたいと思います。

次に、歳出について伺いたいと思います。

15款、10項、15目について、車種と使用目的について伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） この2地区につきましては、今後、最大で2地区までの申請ということでございますので、毎年度2地区申請しております。次年度は、この豊坂学区最優先としまして、これは優先順位も決められることになっておりますので、これを含めてもう1区を含めた2地区で申請を行っていき、書類についてもしっかりと地域と一緒に助言等をしていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 車種と使用目的ということで、今回このたびの車両の購入につきましては、職員の自損事故による破損した車両の代替ということで、現在48号車はトヨタハイエースワゴンでございましたが、乗車定員が10人で公務における利便性がよく、稼働率は、令和5年度調査で63.7%でございました。購入予定の車両については、この車両と同等の車両を考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 400万円の計上でありますけれども、15年前ですかね、買われたのが、そのときには金額が264万と取得金額がなっておりますけれども、かなり大幅に値上がりしたんでしょうか。それとも、内容がどのようなになったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 前が15年前ということで、今回購入を予定しているものも同等程度というふうに考えておりますが、ハイエースも視野に入れておりますけれども、今回、令和6年の8月現在、受注停止中であるということをお聞きしておりますので、現在は日産のキャラバンのワゴンのほうの検討をしているところです。こちらのほうで検討、同等程度の10人乗りのキャラバン等を検討していく上で、このぐらい程度の金

額が必要になってくるというものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。

次に、歳出で25款、10項、10目であります。これは、粗大ごみ集積場用地購入事業でございます。なぜ、これを当初予算に計上しなかったのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 令和6年度の当初予算に計上しなかった理由ということであります。この予算を、予算編成時点ではJAあいち三河さんとの土地建物の購入について合意が至ってなかったということで、できなかったというのが理由となっております。また、9月補正で購入することとした経過につきましては、今年に入りましてから、JAあいち三河から土地建物の購入についての合意がいただけたということであります。そこで、令和6年度中の購入に向けた協議をする中で、各種手続と支払いを完了するためには9月補正でないと間に合わないということが判明したことによるものであります。それで、9月補正で土地建物を購入することによりまして、来年度の借地料は発生しないということであります。したがって、早期の借地解消に取り組むこととしたものであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 議案説明会資料によりますと、積算面積と登記簿面積が差があるわけでございます。この補正予算では、1億3,200万円計上されております。この集積場の用地購入費におきましては、3,600平米で1億2,600万円、そして、建物の購入費が600万円、合計1億3,200万円となっておりますけれども、これが補正予算の説明資料の中で見ますと、面積が違います。これが、登記簿面積につきましては3,291.08平米というふうになっております。そういうことから比較をいたしますと、この面積につきましてはどうなのかということでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 積算面積3,600平方メートルと登記簿の面積3,291.08平方メートルの差についてということであります。土地の購入費を算出するに当たりましては、土地面積を実測値とすることにしたために少し差異が出てくるというところでもあります。それで、測量業務につきましては、現在、JAあいち三河さんで行っていただいておりますが、測量の結果が登記簿の面積よりも多かった場合に予算が不足することがないように、登記簿面積の約1割を上乗せしておるところであります。こちら、JAさんとの話合いの中で、登記簿の面積ではなく測量の面積で売買がしたいということで、こちらはJAさんの理事会のほうにおいてもこのような話になっていくというところで、実測ということで、現在は数字がまだ出ていないというところがありますが、この測量の結果、多くなる少なくなるということもあろうかということで、1割を乗せたということであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 土地を購入をするときには実測面積で、そして補正でも何でもですよ、財産の取得でもそうですけれども、実測面積で上げてくるのが通常なんですよ。ところが、この積算内容、これを見ますと3,600平米で1億2,600万円上がってるわけじゃないですか。ところが、今度のこの補正の内容で見ると、実測面積が3,291.08平米で1億2,600万、おかしくないですか。普通なら実測面積で出て、そして、なおかつ平米単価で幾らかと、こういうようなことで計算をするわけですよ。そして、計上するわけですよ。それがなっていないと、これはどういうことでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員が言われますとおり、実測面積の数字をもって積算するというのが正しいのかなというところを思うわけであります。ですが、この実測が出てから補正予算を出していきますと、先ほども申しましたが、本年度中の各種手続、支払いを考えますと、この9月の補正というのがリミットになってくるところであります。そんなところから、今回、数字のほうは、まだ実測のほうは出てないんですが、この登記簿の面積の差異が発生することを想定しまして、今回は3,600というふうにさせてもらってるわけであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今年度の契約に間に合わないということで、とにかく3,600平米で見積もったよということは分かりました。

それから、この建物購入費、これが600万円で計上されております。これが、鑑定を行ったのかということと、建物面積については何平米あるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 建物の購入費600万円の算出方法につきましては、議員が言われますとおり、不動産鑑定士によります鑑定評価見込み価格を基に算出したものであります。建物面積になりますが、固定資産税の課税面積で算出したものであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 建物が相当古くなっているようではございますけれども、不動産鑑定で鑑定をしたということでありますけれども、残存価格というのはどれぐらいあるんですかね。それについてお聞かせください。

それから、建物面積はお答えがありませんでした。固定資産税の評価に載っておりますその面積についてお答えください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 残存価格ということでありまして。こちらのほうは当然建物が新品ではないので、昭和44年に造られたものであります。その部分を見て、残存価格を弾いた中において鑑定評価見込み価格が600万ということでありまして。

それと、あと面積であります。こちらは建物が法務局に登録されていない未登記の建物ということでありまして。固定資産税の課税面積を採用しているわけでありまして。現在はまだ本町の所有物ではなく、JAさんの所有物ということでありまして、数字の

ほうはこの場では控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 未登記の建物を使ってたんですか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） はい、建物のほうにおいては登記がされていないというところでもあります。ですが、この建物は一応固定資産税のほうはいただいております。という建物であります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 固定資産税をもらってるから未登記でも構わないという姿勢で行っていたのか、本来、町が使っている粗大ごみ集積場として使っているならば、分かっていたなら未登記で許していいんでしょうか。その辺のところの税の観点、あるいは建物の登記の観点からお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 許していいかということになりますと、所有権が農協さんということですので、この建物を本町が借りていくという中においていいか悪いかというところの判断は、なかなか私のほうでは判断しかねるわけではありますが、この建物は先ほど申しましたとおり、本町の粗大ごみ集積場ということで、ごみの拠点施設として必要ということで借り受けているということですので、その面においては、現在は借りておる、また購入していくということにおいても適正ではないかなというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 詳しくは委員会のほうに付託をされますので、またそちらのほうで質問してまいりたいというふうに思うわけではありますが、購入後の使用目的であります。これについてお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 購入後の使用目的ということでもあります。現時点におきましては、購入後も粗大ごみ集積処理場として引き続き利用していく予定であります。購入後は、本町の施設として適切に維持管理しまして、必要に応じて先ほど申しましたとおり、修繕してまいりたいというふうに考えております。

また、粗大ごみの集積所で排出されるものの中にはまだまだ利用できるというものがありますので、リユースといいたいでしょうか、再利用に係る取組について、他の自治体等の実施状況、こちらのほうも調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、45款、20項、10目についてお尋ねしたいと思います。草刈り機の購入補助についてでありますけれども、これが8月末で申込期限が締め切られました。そこで、今現在の申込件数とそれから補助額を積算されておられたらお答えください。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 草刈り機購入補助金につきましてでございます。こちらにつき

ましては、5月15日に申請を開始いたしまして、8月30日をもちまして申込みの受付を終了させていただいたところでございます。今回補正をさせていただきました個人が草刈り機を購入した場合の申込み、申請の件数につきましては、トータル329件、補助金交付予定額といたしましては922万9,200円となっている状況でございます。

- 議長（藤江 徹君） 申し訳ございませんが、ここで途中ではありますけれども、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

- 議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの質問の中で、教育部長から事前に答弁の申込みがございましたので、そちらのほうを先に行います。

教育部長。

- 教育部長（菅沼秀浩君） 先ほどの公用車48号車の売払い原因、こちらは丸山議員の言われたものでございますけれども、その中で交通事故の概要といたしまして、令和6年2月5日の月曜日の9時に六栗神社境内でということ、この時間とこの場所が適正であるかというような内容でございますけれども、当日の8時半に公民館のほうを出発しまして、内容につきましては、幸田町内の寺社、建造物悉皆調査という、こういった調査で、六栗地区、豊坂の部分も合わせまして神社等を文化財としての調査をしておるわけでございます。当日であります、担当1名と大学生2名、それと大学の教授が1名、計4名でこの六栗の神社のほうで文化財としての調査に入っておるといふ公務であったということでございますので、報告させていただきます。

- 議長（藤江 徹君） 引き続き、丸山千代君の質疑を許します。

14番、丸山君。

- 14番（丸山千代子君） 次に、45款、30項、10目についてお伺いをいたします。

今年の1月1日には能登半島地震が起き、そして、また8月には南海トラフ臨時情報が出ました。これによって、やはり耐震化というのが非常に注目をされたのではないかなというふうに思うんですけれども、これまでの無料耐震診断件数と、それに合わせて耐震改修、これが今どうなっているのか件数をお聞きしたいと思います。

- 議長（藤江 徹君） 建設部長。

- 建設部長（鳥居靖久君） 今お尋ねのまず耐震診断の申込件数でございます。今年度分でございますが、8月末時点で25件、また、現在この耐震診断を希望される相談についても5件程度あるような状況でございます。それと、もう一つ耐震改修の関係でございます。こちらの耐震改修補助の申請件数につきましては、耐震診断後の耐震改修工事に対する補助申請となりますけれども、こちらにつきましても今年度分でございます。8月末時点で2件の申請がございます。耐震改修工事に対する補助が1件、除却工事への補助が1件と、このような状況でございます。

- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今まで無料耐震診断とそれから耐震改修における計画等がよく説明もされていたわけですがけれども、最近ちょっと報告がないようであります。以前は、耐震改修についての目標値も出されていたわけでありましてけれども、この令和12年までの目標値、これについてどのような計画になっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 令和12年度までの耐震化の目標値につきましては、現在、令和3年度から令和12年度までの10か年を計画対象といたしまして、幸田町建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化の推進を図っているところでございます。本計画におきまして、住宅の耐震化の目標を平成30年度の時点の86.8%を令和12年度までに耐震性を有しない住宅をおおむね解消する、これを目標にして計画を進めているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 本当に南海トラフ地震がいつ起きるか分からないと、こういうような状況の中で、ぜひこの無料耐震診断の件数を上げていただきながら、命を守る取組を継続していただきたいというふうに思います。

次に、55款、15項、10目についてお尋ねしたいと思います。

中央小学校の用地購入費でありますけれども、もうお一方残っているということでもあります。ぜひ、この機会に再度働きかけていただきながら、購入促進にしていきたいというふうに思うわけであります。残りの面積についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 先ほど言われた耐震の促進でありますけれども、今の計画もまだ後半残っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 今回の用地購入につきまして、残る借地でございますが、中央小学校お二人の地権者で2筆479.75平方メートル、もう一つ北部中学校もございましてけれども、3人の地権者で3筆2,644平方メートル、こちらのほうがまだ残っております。こちらにつきましても、今回同様引き続き交渉を行いまして、借地の解消のほうに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 丸山議員の中で、私からちょっと補足させていただきます。粗大ごみの集積場で今回なぜ補正予算かって、そのような疑問を持たれると思っております。実は、私も経緯を紹介し、なぜ町が農協さんの土地を買えないのかなということを常々思っておりました。かつて、すみません、細かいところはまた委員会の議論でお願いします。かつては、今のふれあいセンターのところで集めておったそうです。だけど、ふれあいセンターで葬儀場といいますか、できるので、その場所を幸田町のほうも困っておったので、桐山のほうのJAさんがお使いになっておった集荷場ですかね、そこが空いているということで、ずっと長年にわたり借りてきたということでもあります。農協さんにとっても、空いている建物、未登記というちょっとグレーなところもありますけれ

ども、未登記であったその建物を空けておくよりもうまく幸田町が使っていたら、違う目的で使っていくということになってしまうんですけども、幸田町としても大変ありがたいということもありまして、農協さんにとっても用途変更だとか、幸田町にとっても取得するときにはやはり取得の目的、用途に対する取得変更とか様々なテーマがありました。もう長年にわたり、JAさんそして幸田町の考え方というところで、もし幸田町が取得に至るようになった場合、どのような課題が起きるかというのをかなり前から調整をしておりましたけれども、愛知県の建築指導課さんのほうにお願いしまして、この事案は幸田町にとっても大変重要な物件でもあるので、何とか無難に購入できるような筋道を指導くださいと言いましたら、もうJAさんの御理解が得られるならば、取得をしても無難な取得条件に至るところまで折り合ったので、私は、もうこの機会を逃したらもう一生取得はできない、または別の場所を探してもいいんですけども、別の場所を探すと、またそこには新しい集積場を探すためのいろんな土地交渉だとか、周辺の地域の方々とのお話合いが生じるので、私は、すみません、今の物件をそのまま購入したほうが得策だというふうに考えました。今回ちょっとそういった背景のお話はありませんでしたけれども、そういったような背景がある上での今回の補正予算になってしまったということだけは御理解いただいて、あと、物件の買い方だとか、これからの取得のいろんな諸条件については、すみません、私ではちょっと回答しかねますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、7番、田境 毅君の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 私からは、先ほど来、野坂議員それから廣野議員も質問いたしました仲田アンダーパスの自動閉鎖機設置等事業について質問を、補足という形でさせていただきたいと思ひます。

今回の事業は、国庫と地方債、それから一般財源576.4万円の予算で計上されております。具体的には、説明会資料の6ページに細かく記載がありまして、冠水システム、これは遮断機の動作状況の監視装置ですとか、推計検出装置などが設置をされると。それからあと情報面では、通行止めの情報がホームページに掲載をすることが自動化されたり、SNSデトックスとかメールの送信が自動化される、こういうことになるかと思ひます。先ほどの答弁では、そこに含めて実際に走行している車からも見えるように情報板の設置もされるということで、いろいろと情報が目で見ても分かるようになるということが分かりました。その中で、現在こういった現状の仕組みを担当する職員の方は、この目的に記載された手段で遮断をして、冠水が解消した後に通行止め解除を行う一連の作業を行っていると思ひます。先ほど答弁の中にあつた新しいシステムでも、最後に戻す復帰作業は職員の方がやるという答弁がありました。こういった観点と、もう一方であるのが、先ほど廣野議員もおっしゃられましたが、通行車両が冠水地域を迂回できるように、アンダーパス冠水時の情報発信は、現状でいいますと、担当職員が多分こうしたタウンメールなどで発信する仕組みが運用されているかと思ひます。これは事業者なんかからすると、その場所を迂回をしたりとか、通行できないからちょっと配慮す

るようなことが実際行われている状態です。本件では、この危険度の高い中で、豪雨の最中ですね、こういった豪雨の最中に道路利用者の安全性の向上ですとか、交通麻痺の予防、それから、あと町担当職員の業務上の危険リスク低減などなど、様々な効果が期待できる事業と捉えております。

この議案では、発報時の装置の動きと情報発信までの仕組みが説明をされております。冠水解消後には職員が手動で復帰作業を行う認識ですが、仲田アンダーパスの自動閉鎖機設置を導入した場合にも作業されると認識をしております、実際にこの発報時に装置の起動から平時に戻すまで、復帰するまでの担当職員がこういった動きをするのか、こここのところをもう少し詳しく教えてください。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 今回の自動閉鎖機の設置事業の実施に伴い、担当職員の行動の変化にフォーカスさせていただくとしますと、大きく3つのメリットが考えられるかなというふうに思っております。まず1つ目でございますが、アンダーパスが冠水するようなときには、町内のほかの現場においても同様に緊急を要する対応が必要となっている場合が当然想定をされますので、自動閉鎖機の設置により、これまでアンダーパスの対応をしてきた人員が他の現場で対応することが可能となり、限られた職員体制の中で、より迅速な現場対応が可能となるのかなと思っております。2つ目といたしましては、近年、いわゆるゲリラ豪雨などの急な大雨で深夜に冠水するような場合、どうしても職員が対応するまでの時間を要してしまいますが、自動閉鎖機の設置に伴いまして、職員が現場へ到着するまでの間に通行車両が水没する危険性の心配はしなくてもよくなるのかなというふうに少し思っているとでございます。3つ目といたしましては、例えば職員が自宅にいる場合でも、役場にいる場合、また現場に出ている場合でも、メールにて通行止め情報をリアルタイムに受信することができるようになるため、今議員も言われましたけれども、車で移動する際のルート選択や迂回路の確認等がロスなくできるのかなというふうに、こんなことを考えております。

一方で、自動閉鎖機の停止を含め、通行止め規制の解除には、議員に言っていただいたように、職員が直接現場で対応する必要があるため、例えばでありますけれども、現場では水はほぼ排水をされて道路は通行できるような状態にあるにもかかわらず、職員による現場確認、要するに開場作業ですね、これが追いつかず、そのまま閉鎖機による通行止め規制がしばらく作動継続中となっているような状態があるようなケースが発生することも想定をされるため、その辺りの場合の早期な対応などは今後の課題かなというふうに併せて考えているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 詳細な説明ありがとうございます。よく分かりました。

次に、最後ですが、この冠水対応を行った場合には当然経費が発生してくると思います。有益な効果が今回期待できる施策でもありますので、今後の経費との比較の観点で、導入後に毎年必要になるようなランニングコストがありましたら教えてください。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 愛知県では、現在、この西三河地域の5か所、これは幸田町の

先ほど申し上げた1か所と、岡崎市内4か所でありますけれども、同様の自動閉鎖機が設置をされており、各月での点検との内容で年間約1,600万円ほどの経費がかかっているとのことであります。幸田町におきましては、閉鎖機の設置後の機器類のメンテナンス等につきましては、既存の雨水用の排水ポンプ施設等の点検と同様に、出水期前の年1回の点検として考えており、その場合の経費につきましては約150万円程度であります。また、ホームページやLINE等による周知の自動化に関する保守につきまして、年40万円ほどを見込んでおりますので、当面は年間で約190万から200万円程度の経費がかかるのではないかと見込んでおるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅君の質疑は終わりました。

次に、1番、藤本和美君の質疑を許します。

1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 25款、10項、15目予防接種事業について質問させていただきます。

定期接種は接種対象者全員に接種券を発送されるということですが、まず、その理由についてお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 健康保険担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 定期予防接種の実施主体であります市町村は、接種を受けることを希望する方に対して予防接種を受ける体制を整える義務があります。接種を希望される方、接種対象の方が長期入院等により、通常の方法では接種を受けることが困難な場合もありますので、予防接種を受ける機会を確保する観点から、あらかじめ接種券を送付することで、定期接種の対象者であることをお知らせしておるところであります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 議案説明会資料によりますと、令和5年12月のワクチン価格、厚生労働省が3,260円程度で、その後ワクチンが高額だと分かり、1万1,600円程度になったということで超過分の不足を補正するというのですが、薬事承認されたメーカーが想定金額よりもさらに高く、医療機関にワクチンを卸すということは考えられますでしょうか。また、その場合、その分の金額を自治体に請求するのはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 厚生労働省が各メーカーから聴取したワクチンの想定価格は1万1,600円でありますけれども、各医療機関が実際に購入するワクチン価格は、メーカーや卸業者が流通に向けた準備を行う中で決まっていくとともに、地域や流通の状況によっても異なると思われれます。諸事情によって、この1万1,600円を超えることもあるかと思われれます。実際、各医療機関が購入するワクチン価格が厚生労働省のこの想定価格1万1,600円を超過するようなことになれば、町の負担が増えるということが見込まれます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） はい、理解しました。

続きまして、45款、10項、10目家屋浸水対策用止水板設置費についてです。浸

水対策としては、区で保管している土のうを使うこともできますが、一般の方が普通の車で区の倉庫まで取りに行き、一つ一つ家の前に積んでいくのは現実的ではないという声もあります。止水板について住民の方と調べたことがあるのですが、パネルのような形状の簡単に置くことができる数万円の止水板も対象になるのかどうか、補助金の対象としている範囲について伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） こちらの補助金につきましては、平成20年8月末豪雨以降、浸水被害に遭われた住宅等を対象として、浸水対策を行う方を対象とし、費用の2分の1、上限50万円として補助するものであります。

議員のお尋ねの補助対象はということでございます。こちらにつきましては、主なものといたしまして、持ち運び可能なタイプで住宅等の出入口などに非常時に設置する止水用の板の購入、これが今議員のおっしゃってるものかなと思います。次に、もう一つといたしまして、浸水防止効果を補完し高めるものとして、建物等と一体的に設置する止水用施設などとしておりますので、工事をする場合であっても、資材の購入のみの場合であっても、止水機能に係ることであれば幅広く対象とするように考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） はい、理解しました。

続きまして、45款、10項、15目カーブミラー（資材）購入費についてです。毎年カーブミラーを新しくされているということですが、毎年の購入数量と、あと今回補正で何本購入するのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） カーブミラーにつきましてでございます。こちらは、まず、現在区長様から等の要望により、設置したカーブミラーが全町で1,201基、1,200を超えるものが設置してございます。こちらの購入に当たってということでございますが、当初予算分につきましては、カーブミラーのほかに工場用の資材です、ポストコーンとかグレーチング、要するにU字溝の蓋とか、そういったものも含めて購入の予算となっておりますので、幾つというのは今のところは特になくありますけれども、今回補正をさせていただく分、150万円でありまして、こちらをちょっと試算をいたしますと、型によっていろいろ違うんでありますけれども、約5万円ほど1ついたしますので、計30個ぐらいの予算かと。設置に向けては直営班、いわゆる親切班のほうで対応予定をしておりますので、このまま現地のほうへ取替えができるかなというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 今回の数量で、今現在、老朽化で不安なところはなくなると考えてよろしいでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） このカーブミラーの更新でございますが、これまで事故等による破損や老朽化により、曇って見えないよといったような声がない限り更新してきていないため、設置後20年程度経過しているカーブミラーが相当数あるのかなというふう

に承知をしているところであります。そんな中で、ここ数年は老朽化によるものと思われる要因での更新要望もかなり多くなってきてございますので、今後は老朽化による更新に加えて、小中学校の周辺や幹線道路沿いに設置しているカーブミラー等を優先的に順次更新してまいりたいというふうに思っております。したがって、今年度だけの予算ではもちろん更新を全てできるものではありませんけれども、今申し上げたようなところを優先的に地元ともしっかり話を詰めながら更新してまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本和美君の質疑は終わりました。

以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第48号議案から第50号議案までの質疑を行います。

以上3件は、通告なしであります。

以上で、第48号議案から第50号議案までの質疑を打ち切ります。

次に、認定第1号の質疑を行います。

13番、笹野康男君の質疑を許します。

通告は資料要求のみのため、質疑は終わります。

次に、14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 令和5年度決算につきまして、不用額が毎年多いわけですが、この不用額が多い要因についてお聞きしたいというふうに思います。令和5年度はコロナも収束ということで、だんだんと改善に向けてきていたわけですが、そうした点を抜きましても不用額が多かったということから、これについて要因をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 不用額が多い要因ということでございます。令和5年度の決算におきましては、11.2億という不用額が発生しておることは事実でございます。12月の定例会や3月の定例会等におきましても、補正予算をするときに不用額等の調整を十分してきたつもりではありますけれども、3月の補正予算、年度末の補正予算でもなかなか不用額の精査が行き届かなかったということの結果において、11.2億という数字が出ておるところでございます。コロナが2年、3年、4年という中で続いておりました、今議員からのお話がありましたように、少しこれで落ち着くのかなと思っております。コロナの中では様々な緊急事態対応のこともありまして、いろんな要求に対して応えていくということで、なかなか予算をしっかりと使っていくということが難しい場面もございました。今回ですけれども、今後もしっかりと原因を分析して改善していくというような形では取っていきたいと思っておりますけれども、やはり、予算がどうしてもこれだけ上がってきますと、絶対額としての不用額も必ず大きな額になってくる、大体5%ぐらいということを見越しておりますけれども、御指摘のことは事実でありますので、その都度その都度精査する中でしっかりと取り組んでいくということで、不用額が多い原因についても分析しておるところでございます。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、不納欠損を調べてみました。その中で、こと個人に関わる税、この不納欠損が前年度に比較すると約2倍に増加をしてきていると見ましたけれども、例えば個人町民税、あるいは都市計画税、そして軽自動車税など5つの税項目にわたって不納欠損が多かったわけでございます。この要因について、町長はどのように見られているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 不納欠損額が前年度に比べて2倍に増加しているということで、765万5,000円ということで、前年度に比べて多くなっているということの分析でございます。不納欠損につきましては、滞納処分の執行停止を行って、執行停止が3年を経過したときに時効を迎えて不納欠損になるということであるので、その関係であるということで、今言われました特に固定資産税であります。固定資産税の中で、土地と家屋の部分について一度調査を所管課のほうにした、この要因の主なものとして土地関係が170万、家屋の関係が70万ほどありまして、240万ほど額が多くなっておるということがございます。かつ、保育料の保護者負担金等におきましても、特別そこにといいことではないですけれども、外国の方だとか、転出される方々の多くがそのような現象を伴っているということで、今回の2倍という数字が出ておるといような分析結果になっております。なお、この不納欠損の増については、3年以上前の事由による不納欠損であるため、現在の物価高騰等による要因ではないというもので、個別の事由であると考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） コロナにおきまして、非常に住民が置かれていることを考えますと、やはり、令和2年度ですね、ずっとそういう状況の中において振り返ってみますと、やはり、そうした状況があったのではないのかなというふうに思うわけでありまして。今現在は、やはり、物価高騰の中で大変な状況の中にいるというふうに思っておりますけれども、これからそうした状況を思いやっていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

次に、9億8,000万円の黒字決算となっているわけでありまして。予算を組むときには単年度収支、こうした点におきまして、やはり単年度で見ると、そうした予算をきちんと住民のために使っていくという、こういうことから考えるとこの頃の5年間においてですけれども、大体10万円ぐらいの黒字を出してきている、こういう状況があるわけですが、これは意図的にやっているのか、それともどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） これも黒字額が9億8,000万円ということで、住民等々の方々の要望に応えるために、確かに黒字の額を一つの財政調整基金への貯金というような形での使い分けという部分はありますけれども、今回は税金、御存じのように町税が全体で9億8,000万円余あったということと、それが前年度に比べまして3億5,000万円の増ということで、これも一つの黒字決算の要因の一つであると思っております。

歳出におきましても、先ほど財政調整基金への一つの調整弁になっているとは言いませんけれども、やはり途中途中で一般財源の財政調整基金を繰り出すことによって、先ほどお話がありましたように、世界情勢の悪化による物価高騰、世代の高齢化による扶助費の義務的経費の右肩上がりに対する対応等々、いろんな歳出削減の中で歳出に努めております。また、去年も家電製品を物価の高騰の中で援助していくというようなところにも投資しております。また、歳出の削減という観点におきましても、入札の執行的に最終的には執行額の請負額を減じるような手段だとか、様々な取組も進めておるところでございます。今回財政調整基金との兼ね合いがございますけれども、住民要望の方にも応えられるような黒字幅が、ここに至らない中でも様々な形で補正予算の中でいろんな援助をしてきたような手当もしておりますので、この黒字の9億8,000万円の額については、特別この額にこだわってこの金額を計上していくことが最優先というような趣旨ではありませんので、よろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 失礼しました、先ほどは10万円と言ったようでございますが、毎年10億円近い黒字を生み出しながら、そして次年度へ繰り越し、そして財政調整基金に貯め込んできているという、こういう状況もございましたけれども、令和6年度におきましては、そこまではいかなかったわけでございますが、しかしながら、毎年10億円近い黒字を生み出している、こういう状況をやっぱり単年度で見るとなれば、住民要望に応えながら予算を使っていく、こういう町政に転換していただければというふうに思います。

以上で、終わります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号から認定議案第8号までの質疑を行います。

13番、笹野康男君の質疑を許します。

当件についても通告は資料要求のみのため、質疑を終わります。

以上で、認定議案第2号から認定議案第8号までの質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま、一括議題となっております第40号議案から第50号議案までの11件は、会議規則第39条の規定により、開会日に配付の委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、9月25日の本会議で報告をお願いします。



日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、決算特別委員会設置について、お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第8号までの8件については、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、議長を除く15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと

思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、令和5年度決算認定の8件については、議長を除く15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、9月11日、水曜日、午前9時から議場においてお願いいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員であります12番、稲吉照夫君をお願いいたします。

決算特別委員会委員長は、先ほど付託しました議案の審査結果を、9月25日の本会議で報告願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月25日、水曜日、午前9時から会議を再開いたします。

長時間大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和6年9月9日

議 長

議 員

議 員